

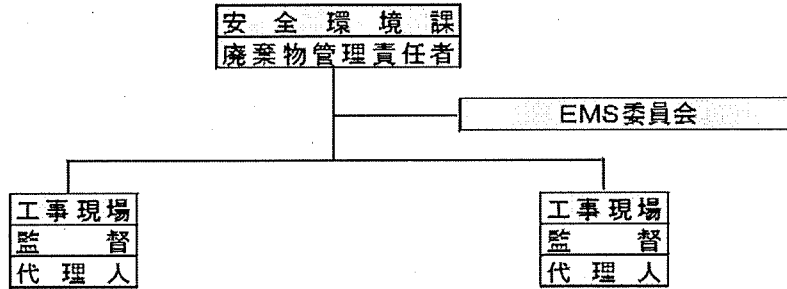
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2023 年 6 月 9 日	
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿	
提出者 住 所 中巨摩郡昭和町西条5229 氏 名 東京セキスイハイム(株) 山梨支店 支店長 奥田 数明 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 055-268-0816	
山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京セキスイハイム株式会社 山梨支店
事業場の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町西条5229
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	2022年度 元請完成工事高 40億658万円
③ 従業員数	73名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	新築工事に伴う建築廃材 現場→集積場→中間処分場（委託） 解体工事に伴う建築廃材 現場→中間処分場（委託）

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	排出量	741.690 t	t
	(これまでに実施した取組) 資材の省梱包化 余剰部材の削減と回収、再利用徹底		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	排出量	497.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 資材の省梱包化再徹底 余剰部材自体の削減 余剰材を廃棄せず回収再利用の徹底		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (木屑、金属くず、廃プラ、繊維くず、石膏ボード、コンクリート・ガラス・陶磁器、瓦礫) 排出物ごとに現場で7分別し回収し、回収担当者からの情報フィードバック
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物種類は同上 現場巡回時、工事監督による分別指導の徹底

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	全処理委託量	741.690 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	741.690 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	資材の省梱包化 余剰部材の削減と回収、再利用徹底		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	全処理委託量	497,000	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量	497,000	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)		
資材の省梱包化再徹底 余剰部材自体の削減 余剰材を廃棄せず回収再利用の徹底			
※事務処理欄			

(第6面)

備考 1 2 3 4 5 6 7 請 じ ま と。 中 間 量 行 収 あ へ と の 入	1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
	2 当該年度の6月30日までに提出すること。
	3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
	(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
	(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
	(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
	4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら 中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中 間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託 量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回 施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）で ある処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者 への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。	
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の とおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物 の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記 入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき は、「—」を記入すること。	
7 ※欄は記入しないこと。	



